

令和3年8月19日

問合せ先	保険年金課福祉医療係 tel : 504-2158
------	------------------------------

こども医療費補助の支給要件の緩和

1 支援策の内容

医療費の一部を補助します。

2 対象者（要件等）

所得制限に関わらず、災害により、住家が全壊・半壊、又はこれに準ずる被害にあった方は補助の対象とします。

3 手続きの方法

手続きに必要なもの

- ① 健康保険証（お子さんの名前が記入済みのもの）
- ② り災証明書 など

詳しくは、区福祉課にお問い合わせください。

4 その他

- ・申請期間は、災害による損害を受けた日から1年以内です。
- ・補助対象期間は、災害等を受けた日から、翌年の当該災害等を受けた前月まで。

【問合せ先】

中区福祉課 504-2569

東区福祉課 568-7733

南区福祉課 250-4131

西区福祉課 294-6342

安佐南区福祉課 831-4945

安佐北区福祉課 819-0605

安芸区福祉課 821-2813

佐伯区福祉課 943-9732